

## 生徒心得

### I 服装について

1. 特に指定された場合を除いては、本校指定の制服を着用する。
2. 本校指定の制服  
冬季  
男子 指定の学生服上着、ズボン、白色無地のワイシャツ  
女子 指定のブレザー、スカート、リボン、白色無地のワイシャツ、ブラウス  
夏季 6月～9月は男子の学生服上着、女子のブレザーは着用しなくてもよい。  
男子 指定のズボン、白色無地のワイシャツ、又は白色無地のポロシャツ  
女子 指定のスカート、白色無地のワイシャツ、ブラウス又は白色無地のポロシャツ
3. 防寒用として本校指定のセーター、ベストの着用を認める。冬服期間は学生服上着、ブレザーを着ないでセーターでの登下校は認めない。
4. パーカー、トレーナー、スカートの下にスウェット、ジャージの着用は認めない。
5. 学生服、スカート丈を短くするなど、制服は加工してはならない。女子のスカート裾には「N」刺繍が入っていること。
6. 女子は指定のスカート以外に指定のスラックスを選択することが可能。
7. 靴は原則スニーカー又はローファ等の革靴とする。
8. 登下校時、防寒具としてコート等の着用を認めるが、華美なものは避け、学生服上着、ブレザーの上から着用する。
9. 特別な事情により本規定以外の服装をする場合は、保護者の同意を得てHR担任に異装願いを提出し、

生徒指導部の許可を得ること。

10. 体育の授業時には、所定の体育着、体育館シューズを使用すること。

## II 学校生活について

1. 欠席・遅刻・早退をする時は、必ずHR担任に、電話・生徒手帳等で届け出をすること。
2. 自習時間及び空き時間は、静かに自習し、他の授業の妨害になるような行為は慎むこと。
3. 生徒は、普通授業の時は午前 8 時 30 分までに登校し、午後 5 時 00 分までに下校しなければならない。部活動の延長については、別途定める。延長届は、職員室に提出する。休業中については別途定める。
4. 所持品には必ず記名し、ロッカーで保管すること。貴重品や多額の金銭は、持ってこないこと。
5. 学校の施設・器物等を破損した時は、HR担任に報告すること。(原則として弁償となる。)
6. 登校日以外の日をやむを得ない理由で登校する者は、担当教員の指導に従うこと。施設を使用する場合は、「学校施設使用について」を守ること。
7. 電話口への呼び出し・取りつぎは特別の事情がない限り行わない。ただしその用件は担任を通じて本人に伝達する。
8. 原則としてアルバイトはしないこと。どうしても必要のあるときは、保護者・担任とよく相談すること。
9. エレベータの生徒使用は禁止である。けがなどで使用の必要性がある場合は担任に申し出ること。

## III 高校生活においてしてはならないこと

1. 暴力行為、暴言、いじめ、危険行為、悪ふざけ等。
2. 器物や施設の破壊行為。
3. 机、イス、ロッカー、壁などへの落書き、シール貼り。
4. 授業中の携帯電話、飲食等。

5. 授業に集中せず他の生徒の勉強の妨げとなる行為。
6. 他の生徒の人権を侵害し正常な学校生活の妨げとなる行為。
7. 飲酒、喫煙(喫煙具の所持・喫煙、喫煙同席も含む)。
8. 薬物の乱用。
9. 万引き、窃盗。
10. 考査時の不正行為及び不正と疑われる行為。
11. 自動車、オートバイ、原動機付自転車での登下校。同乗含む。
12. 自転車登校許可のない者の自転車登校。
13. 頭髪の染色、脱色、パーマ、かつらやエクステンション等の加工。
14. ピアス、イヤリングなど装身具の着用、口紅、マニキュアなどの化粧。
15. 認められた服装以外による登校。
16. 遅刻、中抜け、無断外出、無断早退。
17. SNS 等によるいじめやトラブル(悪口、個人情報、画像などの流出)を起こす行為。
18. その他教員の指導に従わない行為。

上記の各事項に違反した者、及びそれ以外にも高校生活において安全・安心を脅かす者、高校生にふさわしくないと判断される行為を行った者は、問題の質や程度に応じて厳しく指導する。